

平成29年11月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、平成29年第11回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、7番委員と8番委員にお願いします。

早速ですが、審議に入ります。第22号議案農地法第3条の規定による許可申請があったので許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局

第22号議案1番朗読

この件につきましては、譲渡人の自宅横の畑を買入れ、経営規模の拡大を行うため、所有権移転を申請するものです。移転後も畑として利用されます。

農地法第3条第2項第1号関係について、譲受人の農地保全に係る農機具の所有状況は問題なく、農作業従事者等の状況についても問題ないことから、すべてを効率的に利用し耕作を行う要件を満たすと考えます。

次に、農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が年間を通して農作業に従事しており、要件を満たしております。

また、農地法第3条第2項第5号関係について、今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が20,205.76㎡となり、下限面積である3反要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号関係については、譲受人の農地は畑として利用し、周辺農地の農業上の利用には影響を及ぼさず耕作する予定ですので、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はありません。

場所は、県道基山平等寺線沿い、配送センター横の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、第22号議案1番について何かご意見はありませんか。

2番委員

特に問題ありません。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら、第22号議案1番について許

可したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第22号議案1番は、全員一致で許可します。

次に、第23号議案農業経営基盤強化促進法の規定による申出があったので計画の決定を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局

第23号議案1番と2番は利用権の設定をうける者が同じ方ですので、一括して上程します。

第23号議案1番・2番朗読

この件は、いずれも貸し手の高齢化のため、賃借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、町道高島小原線沿い、寿楽園から500mほど下ったところの圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、ご意見はありませんか。

3番議員

1番は、以前夫婦2人で作っていましたが、夫が亡くなり作れなくなりました。2番は、所有者が財産分与で取得した土地だが荒れておりましたので2区の生産組合で畑にして野菜を植えていました。

管理に対しては、私も気にかけて見ますので問題ないと思います。

6番議員

借主は新規就農者だと思いますが、土地の借地料が少し高いのではないのでしょうか。借地料の金額は個人間の相対の金額になるのですか。

3番議員

金額については私も話をしましたが、その金額ならば十分だろうという話になりました。

議 長

他に意見はありませんか。なければ、第23号議案1番と2番は計画決定し

たいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第23号議案1番と2番は、全員一致で決定します。

次に第23号議案3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

第23号議案3番朗読

この件は、貸し手の高齢化のため、使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、町営球場南側の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

2番委員

特に問題は無いと思われます。

5番委員

借主は、どのくらいの面積を作っていますか。

2番委員

1町6反から8反くらいだったと思います。

8番委員

貸手が丸林の方で、私の方に相談がありました。

場所が園部で機械の費用関係等を考えますと園部の方をお願いするのがいいだろうと判断しまして、自宅も近く、しっかりと農業に取り組んである今回の借手に相談したところ、快く引き受けていただきました。

議 長

他にご意見はありませんか。ないようでしたら第23号議案3番は計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第23号議案3番は、全員一致で決定します。

次に第23号議案4番から18番まではすべて再設定のため一括して上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局

第21号議案4番から18番まで再設定のため朗読省略

4番は、使用貸借権の再設定で期間は5年です。場所は、向平原集落南側の圃場です。

5番は、使用貸借権の再設定で期間は3年です。場所は、7区JA農業用倉庫付近の圃場です。

6番は、使用貸借権の再設定で期間は3年です。場所は7区JA農業用倉庫付近で、5番の農地の隣の圃場です。

7番は、使用貸借権の再設定で期間は3年です。場所は、7区、JA農業用倉庫と高速道路の間の圃場です。

8番は、貸借権の再設定で期間は2年です。賃借料は10アールあたり30kgです。場所は、南奈良田集落の圃場です。

9番は、使用貸借権の再設定で期間は3年です。場所は、7区公民館南側の圃場です。

10番は、使用貸借権の再設定で期間は2年です。場所は、マックスバリュ北側の圃場です。

11番は、使用貸借権の再設定で期間は3年です。場所は、鳥栖ジャンクション付近の圃場です。

12番は、貸借権の再設定で期間は3年、賃借料は10アールあたり30kgです。場所は、きやま高尾病院南側の圃場です。

13番は、使用貸借権の再設定で期間は10年です。場所は、高島団地南側、

町道年の森・正応寺線沿いの圃場です。

14番から18番までは利用権の設定をうける者が同じ方となります。

14番は、賃貸借権の再設定で期間は2年です。賃借料は10アールあたり3,000円です。

15番から18番までは使用賃貸借権の再設定で期間は2年です。場所は、いずれもコスモス薬局の東側の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か質問はありませんか。

11番委員

4番は、借主が以前からきれいに野菜を作っており、問題ないと思われま
す。田についても問題ありません。

9番委員

5番から7番については、南奈良田の耕友会で作っており問題ないと思われ
ます。

8番の借手は、長野の共同乾燥所でオペレーターをやっており機械も持って
います。問題ないと思われま

農地利用最適化推進委員（長野・小倉地区）

9番の借手は、農機具も完備し裏作は麦を作付され効率よく農地を使ってあ
り問題ないと思いま

10番委員

10番と14番から18番の田は、一括相続の兄弟分割という形の農地です。
利用権の設定においては農協が仲介し、貸主と借主との間に直接面識はないよ
うですが今までもきちんと耕作しておられるので、問題ないと思われま

11番委員

11番は、借手が町外の方ですが、事務局で把握されていますか。

事務局

荒れてなく問題なく耕作されているようです。

2番委員

12番は、兄弟での利用権の設定であり、問題なく作られております。

13番は、親子での利用権の設定になりますので問題ないと思われます。家も一緒に住んであったと思います。

議長

他に意見等はありませんか。ないようでしたら第23号議案4番から18番までを計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長

それでは第23号議案4番から18番は、全員一致で決定します。

次に、報告第12号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用について届出があったので、受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第12号1番朗読

この件については、市街化区域の農地ですので、平成29年10月19日付けで受理通知書を送付しております。場所は、基山郵便局西側の住宅地の中の圃場です。

議長

只今事務局から報告がありましたが、ご意見等ございませんか。

11番委員

譲受人は現在町外に住んでおり、その父が基山に住んでいます。この農地に入るためには、譲受人の私有地を通る必要があり、譲るには譲受人しかいないと譲渡人から売買の相談があったそうです。譲渡人が高齢でもあり後継者もないとの事です。

議長

ほかにありませんか。ないようでしたら報告第12号1番を終わります。

次に報告第12号2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第12号2番朗読

この件については、市街化区域の農地ですので、平成29年10月19日付けで受理通知書を送付しております。場所は、基山交番南側の重松歯科医院東側の圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

10番委員

9月14日に現場の確認をしました。現状は畑で、果樹が植えてありましたが、鬱蒼とした状態です。

10月に入って、土地家屋調査士と隣地の方と譲請人も含めて説明会を行っております。人口増加という話も含めて、ここに新しい住宅とアパートを建てたいという話であり、譲渡人の通勤に適していることから購入を決意したそうです。

議長

ほかにありませんか。ないようでしたら報告第12号2番を終わります。

次に、その他（1）農業振興地域整備計画の変更申出について、事務局から説明をお願いします。

事務局

その他（1）説明

この件につきましては、農業用倉庫建設のため、当該農地の一部40㎡を農振農用地区域から除外するものです。この計画変更について、農業委員会の意見を付します。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。地元委員さん、いかがですか。

7番委員

問題ないと思われます。

農道は通っていますので倉庫を作っても出入りはできると思います。

議 長

特にないようでしたら、「特になし」ということで提出してよろしいですか。
では、後の手続きは事務局のほうでお願いします。

続きましてその他（２）基山町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）について、事務局から説明をお願いします。

事務局

その他（２）説明

今後、農業委員会として基山町の農地をいかに維持活用・活性化していくか、それを具体的な数字で表したものです。担い手の育成・確保、耕作放棄地の発生防止、中間管理機構等の活用、新規参入の促進等について、平成35年を目標とした指針となっております。この後、佐賀県に提出いたします。

議 長

その他（２）について、何かご意見はありませんか。

8 番委員

今後の中間管理機構の利用について、利用すれば面的に一体的な利用ができるということでしょうから、事業のメリットについて農業委員会も含めてPRをしていく必要があると思います。

1 1 番議員

利用のための条件やら制約があるから、基山町ではなかなか利用に至っていないという現状があります。

事務局

例えば、農地の売買について、付されている条件がいろいろありますが、今のところ基山町ではその条件にはまっていなくて、該当がないという状況です。ただ、相談があれば事業説明等は行っております。

1 番委員

担い手の基本構想水準到達者とはどういう方を指すのですか。

事務局

以前認定農業者であった方や、町の基本構想に示されているような耕作面積、農業所得等を上げておられる方を指します。

8 番委員

Ⅱの③中、「農地中間管理機構による簡易な基盤整備」とあるが、中山間地での基盤整備は「簡易な」という言葉は合わないと考えるので、削った方がといいのかと思います。

議 長

他にありませんか。ないようでしたら、今いただいた意見を参考に修正して、基山町農業委員会の指針としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

事務局

8番委員からご意見がありました「簡易な」という言葉を削除して提出します。

異議なし

議 長

では、その後の手続きについては事務局のほうでお願いします。

次に、その他（3）平成30年度農地中間管理機構関連事業について、事務局から説明をお願いします。

事務局

その他（3）説明

この事業について、「さあ、しまししょうか」といったときに、なかなかできるものではないと思いますけれども、今、国のほうではまとまってそして収益を上げるような事業に対しては、農業者から負担を取らずに圃場整備をやっていくということのようです。また、換地、地番の振分け、だれがどこを持つ等の条件がありますけれども、県や中間管理機構が説明会を行いましたので情報として提供しておきたいと思います。

議 長

ただ今事務局から説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

よい話ですが、条件が付いてきます。中山間で連担して0.5haのところは5ha集まればよいということですね。面積的にはできなくなさそうですが、そこまでやるのかどうか、20%以上の販売額向上等の条件があります。

事務局

まだ未定稿ですので決定があり次第、生産組合長会議等でも情報提供していきたいと思います。

議長

他にご意見はありませんか。なければその他（3）を終わります。

以上、本日の議題等が終了しましたが、全体を通して何かご意見はございませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

平成29年11月1日

署名人

議 長

委 員

委 員